

Title	滋賀縣史(滋賀縣内務部編纂)
Sub Title	
Author	宮島, 貞亮(Miyajima, Teisuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.4 (1928. 12) ,p.168(634)- 169(635)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19281200-0168

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

交通の研究の一般文化史及び政治史の研究に必要なことは勿論其他あらゆる部門の歴史の理解に必要なことは言ふまでもない。然るに從來我が國史界に於ては交通問題の史的研究は殆ど顧られなかつた様である。最近に至つて驛遞史稿が再版され、又日本旅行史の出版さるゝに至つた事は、從來閑却されてゐたこの方面の研究の勃興を示すものであつて、一般國史學研究者にとつて最も幸とする所である。而して更に又此處に吾人は坂本氏の著書に接し得るに至つたのである。

本書の内容は、律令に定められたる驛遞制度の研究である。先づに最初に驛制の意義と起源とを論じ、我國に於けるその創設に就ては驛制の公布は大化に初まるが、その實はすでに欽明朝にありと斷じてゐる。而してこの驛制にも又上代一般の制度に通ずる流轉の勢は認めらるゝものであつて、大化より大寶に至る間は驛制の幼年期であり、大寶令の制定より延喜式の制定までは壯年期であり、延喜式より上代の末に至るまでが、その衰老期である。

驛の制度はこれを大別して驛の設備に關する制度と、運用に關する制度となし得る。設備に關する制度の研究は驛家の組織の研究であり、運用に關する制度の研究は主として官吏の研究である。

著者は驛家の組織の研究に於て、驛戸の苦痛と疲弊とを述べ、驛長の職掌を説き、更に驛田、驛舎、驛家の管轄、驛との位置、水驛等を論じてゐる。特に水驛の性質を河水を上下する船の繼場となすは注意すべきであらう。次に驛の運用の研究に於ては、行幸行啓の交通設備に及ぼした影響等を述べ、驛使、傳使、給食馬使、運脚、役歴及軍旅、私人の旅行等について研究してゐる。最後に

上代末期に於て驛制が崩潰する経路を観察し、國家經營の交通設備が消滅し、私人經營の宿の發生するに至る道程を記してゐる。我が上代史及び上代文化の研究に關しても交通上の研究が極めて重大であり、且つ必要なる基礎を與ふべきは言を俟たないが、此方面の研究も又從來誠にすくなかつた我が國史界に以上の如き坂本氏の心血を凝がれたる著書の出でたることは喜に堪へない次第である。(今宮新)

滋賀縣史(滋賀縣内務部編纂)

滋賀縣の中央に、秀麗なる琵琶湖が、其の満々たる水を湛へ、比良比叡の名山が、夫々其の秀容を湖面に投影する明媚なる風光は、長へに雅俗に深き感銘を與ふに足る。近江は國史上重要な地位を占め、其の幾多の史蹟は、史學の徒をして恣に其の稽古の情を偲ばしむに足る。又此の國より輩出せし鴻儒、中江藤樹、淺見綱齋をはじめ、傳教大師、織田信長、井伊直弼等の教化、活躍の行績は、此の國の誇りとするに足る。海外に雄飛したる近江商人も夙に名がある。此の國は又交通上重要な地位を占めてゐる。斯く種々なる方面に、重要な地位を占むる近江の國の縣史が今や縣の内務部より刊行さるるに至つたことは、寔に欣快措く能はざる所である。

該縣史は「文化發展の大勢を叙述し、郷土觀念の明確を期せしむる」目的の下に、三浦周行博士は之が顧問に、曩に福井縣史を編纂されたる牧野信之助氏は之が主任となり、大正九年四月より

滿八年を経て、漸く編纂事業の完成を見るに至つたのである。

其の輯叙するところ、概説、本編、史料、附圖合はせて六卷を以て一部とする。第一巻の概説は、全巻の概説に當るものであつて、有益なる圖版を多く挿入し、文字を大にし、記述は力めて平易簡明にし、此の概説をして一の體系をなしたる滋賀縣史として役立たしむるやうに努力されたることは、大いに特筆すべきことである。本編三巻は縣史の主體をなすものであつて、其の内譯は第二巻本編一（上代—中世）、第三巻同二（中世—近世）、第四巻同三（最近世）等である。

要するに本縣史は縣史中の雄なるものであつて、これにより縣の文化發展の経路を明確に知ることが出来る。われらは本縣史の編纂に關與されたる諸氏の努力を深く謝すると同時に、今後本縣史の如き優秀なる縣史が續々刊行されんことを切に希ふものである。（宮島貞亮）

**Etienne Patte, Notes sur le préhistorique
indochinois, I Résultats des fouilles
de la grotte sepulcrale néolithique
de Minh Cam (Annam).**

II Note sur un outil en rhynchoceros
et taillé provenant du massif du Bue S. n. (T
oukhu) (Hanoi-Haiphong, 1923)

今頃こんな古い本を紹介するのは時勢遅れの氣味があるが、日

書 評

本の史界には印度支那のことが割合知られてゐないので不敏な顧みず簡単にこの報告に就て述べてみる。本書は印度支那地質調査局の報告、第十二巻第一冊であり、エテヒアン・バット氏の安南ミンカムの發掘物に關する報告を主としてなる。ミンカムは順北府の遙か西北ドンホイ州に屬しラオナイ河の左岸に位してなる。その右岸に數多の石灰洞あり、その一より石器時代の墳墓が發見されたのである。洞穴の長さは廿五米ばかり、新石器時代を通じて此洞穴の再侵蝕が行はれたと見え、地面より四米餘も高い壁面に考古學的遺物が包藏されてゐる。穴の大部分は墓所であつたらしいが、殆ど全部洗ひ去られて只一つ壁の四所、小さい臺の上に石灰岩の凝結により、約半米四方の遺蹟が取殘された。同所からの發見遺物は破損散亂し、かつその一骨片に人工條痕のある所から此洞穴の藏骨所であり、石器時代民に埋葬前肉片をはぎとる慣習ありしことを知り得る。器物は遺骨ほど散亂せず、殊に貝玉が所々に集合散布し、頸環の残りであることを語つてゐる。その外二個の印度支那特有の有柄石斧、及び普通の磨製石斧二個、及び一個の打製石斧、一種の打製石小刀一個が發見された。貝玉の中、小さい圓盤狀の穴明き玉が四二三、その稍大いものが八個、小さい卷貝の穴あきしもの百七十六、耳形をした貝玉八十六、子安貝の穴あきしもの十などあり、象牙を彫刻した菱形の耳飾り、貝製の耳飾り螺鈿の小板、象牙の小板、小さいピン、石黄、彫刻した齒牙などが獸骨や土器の破片と共に發見された。人骨の中特筆大書すべきは年齢九歳の小兒の頭蓋骨が發見されたことである。しかも面白いのは印度支那フォービンシヤで發見された新石器時代の頭骨が長